

○財務省告示第百一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
61.01	[略]	[略]	[略]	61.01	[同左]	[同左]	[同左]
61.16				61.16			
61.17				61.17			
6117.10				6117.10			
6117.80				6117.80			
6117.90				6117.90			
[略]				[同左]			
95.03	[略]	[略]	[略]	95.03	[同左]	[同左]	[同左]
9503.00				9503.00			
				100			
				200			
				310			
				390			
				400			
				810			
				890			

その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル

その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きが
ん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類
する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル

- 100 －電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。） KG
- 200 －縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、
電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）を除く。） DZ KG
- 310 －その他の組立てセット及び組立てがん具
- 390 －娯楽用模型（プラモデルを含む。） DZ KG
- 400 －その他のもの KG
- 400 －がん具（人間以外の生物又は動物を模したのものに限る。） NO KG
- 400 －その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）
- 810 －プラスチック製のもの NO KG
- 890 －その他のもの NO KG
- 890 －その他のもの

95.04					910	---プラスチック製のもの		KG
					990	---その他のもの		KG
95.04		[略]			95.04	[同左]		
95.08					95.08			
[略]				[同左]				
輸入統計品目表				輸入統計品目表				
[略]				[同左]				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
[略]				[同左]				
04.01		[略]		04.01		[同左]		
04.02		ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		04.02		ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
0402.10		---粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）		0402.10		---粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）		
		---砂糖を加えたもの				---砂糖を加えたもの		
110		---独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	110		---独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG
		---その他のもの				---その他のもの		
121		----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG	121		----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG
129		----その他のもの	KG	129		----その他のもの		KG
		---その他のもの				---その他のもの		
		---幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定				---小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第1		

20.09	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	[略]		
2009.11			
}	[略]		
2009.79	－その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）		
2009.81	[略]		
2009.89	－－その他のもの		
	－－－果汁		
	－－－－砂糖を加えたもの		
111	－－－－－しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
119	－－－－－その他のもの	L	KG
	－－－－－その他のもの		
	－－－－－しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
122	－－－－－ブルーんジュース	L	KG
123	－－－－－その他のもの	L	KG
129	－－－－－その他のもの	L	KG
	－－－野菜ジュース		
210	－－－－砂糖を加えたもの	L	KG
	－－－－その他のもの		
221	－－－－－気密容器入りのもの	L	KG
	－－－－－その他のもの		
231	－－－－－にんじんジュース	L	KG
239	－－－－－その他のもの	L	KG
	<u>－－－その他のもの</u>		
<u>910</u>	<u>－－－－砂糖を加えたもの</u>	<u>L</u>	<u>KG</u>
<u>990</u>	<u>－－－－その他のもの</u>	<u>L</u>	<u>KG</u>
2009.90	－混合ジュース		

20.09	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	[同左]		
2009.11			
}	[同左]		
2009.79	－その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）		
2009.81	[同左]		
2009.89	－－その他のもの		
	－－－果汁		
	－－－－砂糖を加えたもの		
111	－－－－－しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
119	－－－－－その他のもの	L	KG
	－－－－－その他のもの		
	－－－－－しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
122	－－－－－ブルーんジュース	L	KG
123	－－－－－その他のもの	L	KG
129	－－－－－その他のもの	L	KG
	－－－野菜ジュース		
210	－－－－砂糖を加えたもの	L	KG
	－－－－その他のもの		
221	－－－－－気密容器入りのもの	L	KG
	－－－－－その他のもの		
231	－－－－－にんじんジュース	L	KG
239	－－－－－その他のもの	L	KG
	[新規]		
2009.90	－混合ジュース		

	<u>――果汁を主成分とするもの</u> 111 　――砂糖を加えたもの ――しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの 119 　――その他のもの ――その他のもの 121 　――しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの 129 　――その他のもの <u>――野菜ジュースを主成分とするもの</u> 210 　――砂糖を加えたもの 220 　――その他のもの <u>――その他のもの</u> <u>910</u> ――砂糖を加えたもの <u>990</u> ――その他のもの	L	KG				
	111 　――混合果汁 ――砂糖を加えたもの ――しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの 119 　――その他のもの ――その他のもの 121 　――しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの 129 　――その他のもの <u>――混合野菜ジュース</u> 210 　――砂糖を加えたもの 220 　――その他のもの [新規]	L	KG	L	KG	L	KG

[略]	[同左]
-----	------

22.01	[略]			22.01	[同左]		
22.07				22.07			
22.08	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			22.08	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
<u>2208.20</u>	<u>000</u> ーぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	L		<u>2208.20</u>	<u>000</u> ーぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		
				<u>100</u>	ーアルコール分が50%以上のもの（2リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		L
				<u>200</u>	ーその他のもの		L
<u>2208.30</u>	<u>000</u> ーウイスキー	L		<u>2208.30</u>	ーウイスキー		
					ーバーボンウイスキー（内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。）		
				<u>011</u>	ーアルコール分が50%以上のもの（2リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		L
				<u>019</u>	ーその他のもの		L

2208.40			
>	[略]		
2208.70			
2208.90	—その他のもの		
	—エチルアルコール及び蒸留酒		
110	—フールツブランデー		
	—その他のもの		
	—エチルアルコール		
124	—アルコール飲料の原料アルコール製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		
123	—その他のもの		
	—その他のもの		
125	—アルコール飲料の原料アルコール製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		
129	—その他のもの		
	—その他のアルコール飲料		
220	—合成清酒及び白酒		
230	—果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）		
240	—その他のもの		

	—ライウイスキー（内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。）		
021	—アルコール分が50%以上のもの（2リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		
029	—その他のもの		
	—その他のもの		
031	—アルコール分が50%以上のもの（2リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		
032	—その他のもの		
2208.40			
>	[同左]		
2208.70			
2208.90	—その他のもの		
	—エチルアルコール及び蒸留酒		
	—フールツブランデー		
111	—アルコール分が50%以上のもの（2リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		
119	—その他のもの		
	—その他のもの		
	—アルコール飲料の原料アルコール製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		
124	—エチルアルコール		
125	—その他のもの		
	—その他のもの		
123	—エチルアルコール		
129	—その他のもの		
	—その他のアルコール飲料		
220	—合成清酒及び白酒		
230	—果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）		
240	—その他のもの		

22.09	[略]			22.09	[同左]		
[略]				[同左]			
27.01	[略]			27.01	[同左]		
27.09				27.09			
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）			27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）		
2710.12	[略]			2710.12	[同左]		
2710.19	一その他のもの 一一石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） 一一一灯油			2710.19	一その他のもの 一一石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） 一一一灯油		
141	一一一一低重合度の混合アルキレン 一一一一一その他のもの	KL	KG	141	一一一一低重合度の混合アルキレン 一一一一一その他のもの	KL	KG
142	一一一一一ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。） 一一一一一その他のもの	KL	KG	142	一一一一一ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。） 一一一一一その他のもの	KL	KG
144	一一一一一政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 一一一一一その他のもの	KL	KG	144	一一一一一政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 一一一一一その他のもの	KL	KG
143	一一一一一ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG	143	一一一一一ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	一一一一一その他のもの 一一一一一軽油	KL	KG	149	一一一一一その他のもの 一一一一一軽油	KL	KG
151	一一一一一政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG	151	一一一一一政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	一一一一一その他のもの 一一一一一重油及び粗油 一一一一一温度15度における比重が0.9037以下のもの	KL	KG	159	一一一一一その他のもの 一一一一一重油及び粗油 一一一一一温度15度における比重が0.9037以下のもの	KL	KG

	-----製油の原料として使用するもの（関税法第56条第1項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第2710.20号において同じ。）		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	<u>-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの</u>		
163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	<u>-----その他のもの</u>		
	<u>-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの</u>		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	<u>-----その他のもの</u>		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	<u>-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの</u>		
	<u>-----製油の原料として使用するもの</u>		
171	-----重油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG
	<u>-----その他のもの</u>		
	<u>-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの</u>		
173	-----重油	KL	KG
174	-----粗油	KL	KG
	<u>-----その他のもの</u>		
175	-----重油	KL	KG

	-----製油の原料として使用するもの（関税法第56条第1項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第2710.20号において同じ。）		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	<u>-----その他のもの</u>		
	<u>-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの</u>		
163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	<u>-----その他のもの</u>		
	<u>-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの</u>		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	<u>-----その他のもの</u>		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	<u>-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの</u>		
	<u>-----製油の原料として使用するもの</u>		
171	-----重油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG
	<u>-----その他のもの</u>		
	<u>-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの</u>		
173	-----重油	KL	KG
174	-----粗油	KL	KG
	<u>-----その他のもの</u>		
175	-----重油	KL	KG

179	-----粗油 -----潤滑油（流動パラフィンを含む。） -----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動 パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入 油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限 る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のも の	KL	KG
188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの -----その他のもの	KL	KG
193	-----流動パラフィン	KL	KG
194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
195	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しな い油	KL	KG
196	-----その他のもの	KL	KG
199	-----その他のもの -----その他のもの	KL	KG
210	-----グリース -----その他のもの	KL	KG
291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの -----その他のもの	KL	KG
293	-----液状の潤滑剤	KL	KG
299	-----その他のもの	KL	KG
2710.20	一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴 青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油 が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するもの に限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その 物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） -----揮発油 -----低重合度の混合アルキレン		
111	-----トリプロピレン	KL	KG
119	-----その他のもの	KL	KG

179	-----粗油 -----潤滑油（流動パラフィンを含む。） -----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動 パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入 油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限 る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のも の	KL	KG
188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの -----その他のもの	KL	KG
193	-----流動パラフィン	KL	KG
194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
195	-----焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しな い油	KL	KG
196	-----その他のもの	KL	KG
199	-----その他のもの -----その他のもの	KL	KG
210	-----グリース -----その他のもの	KL	KG
291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの -----その他のもの	KL	KG
293	-----液状の潤滑剤	KL	KG
299	-----その他のもの	KL	KG
2710.20	一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴 青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油 が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するもの に限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その 物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） -----揮発油 -----低重合度の混合アルキレン		
111	-----トリプロピレン	KL	KG
119	-----その他のもの	KL	KG

120	-----政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	KL	KG
	-----その他のもの		
181	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
131	-----温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	-----その他のもの	KL	KG
137	-----自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	-----その他のもの	KL	KG
	----灯油		
141	----低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	----その他のもの		
142	-----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	-----その他のもの	KL	KG
	----軽油		
151	----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	----その他のもの	KL	KG
	----重油及び粗油		
	----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	----製油の原料として使用するもの		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度13		
	0度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの		

120	-----政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	KL	KG
	-----その他のもの		
181	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
131	-----温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	-----その他のもの	KL	KG
137	-----自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	-----その他のもの	KL	KG
	----灯油		
141	----低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	----その他のもの		
142	-----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	-----その他のもの	KL	KG
	----軽油		
151	----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	----その他のもの	KL	KG
	----重油及び粗油		
	----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	----製油の原料として使用するもの		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度1		

163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		
	-----製油の原料として使用するもの		
171	-----重油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	-----重油	KL	KG
174	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
175	-----重油	KL	KG
179	-----粗油	KL	KG
	-----潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油 ^{せい} その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの		
188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	-----その他のもの		
193	-----流動パラフィン	KL	KG
194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
195	-----焼入油、作動油、防錆油 ^{せい} その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG

30度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの			
163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		
	-----製油の原料として使用するもの		
171	-----重油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	-----重油	KL	KG
174	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
175	-----重油	KL	KG
179	-----粗油	KL	KG
	-----潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油 ^{せい} その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの		
188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	-----その他のもの		
193	-----流動パラフィン	KL	KG
194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
195	-----焼入油、作動油、防錆油 ^{せい} その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG

	196	-----その他のもの	KL	KG		196	-----その他のもの	KL	KG
	199	----その他のもの	KL	KG		199	----その他のもの	KL	KG
		--その他のもの					--その他のもの		
	210	----グリース	KL	KG		210	----グリース	KL	KG
		----その他のもの					----その他のもの		
	291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG		291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
	293	-----液状の潤滑剤	KL	KG		293	-----液状の潤滑剤	KL	KG
	299	-----その他のもの	KL	KG		299	-----その他のもの	KL	KG
		[略]					[同左]		
2710.91		[略]			2710.91		[同左]		
2710.99		[略]			2710.99		[同左]		
27.11					27.11				
}		[略]			}		[同左]		
27.15					27.15				
[略]					[同左]				
29.01		[略]			29.01		[同左]		
}		[略]			}		[同左]		
29.03					29.03				
		[略]					[同左]		
29.04		炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）			29.04		炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）		
2904.10					2904.10				
}		[略]			}		[同左]		
2904.36					2904.36				
		--その他のもの					--その他のもの		
2904.91		[略]			2904.91		[同左]		
<u>2904.99</u>		<u>---その他のもの</u>			<u>2904.99</u>	<u>000</u>	<u>---その他のもの</u>		<u>KG</u>
<u>100</u>		<u>---パラニトロクロロベンゼン</u>		<u>KG</u>					
<u>900</u>		<u>---その他のもの</u>		<u>KG</u>					
		[略]					[同左]		

29.05				29.05			
}	[略]			}	[同左]		
29.42				29.42			
[略]				[同左]			
39.01		[略]		39.01		[同左]	
}		[略]		}		[同左]	
39.07				39.07			
39.08		ポリアミド（一次製品に限る。）		39.08		ポリアミド（一次製品に限る。）	
3908.10		[略]		3908.10		[同左]	
<u>3908.90</u>		<u>－その他のもの</u>		<u>3908.90</u>		<u>－その他のもの</u>	
	<u>100</u>	<u>－メターアラムド</u>	KG		<u>010</u>	<u>－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを</u>	
		<u>－その他のもの</u>				<u>含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>	KG
	<u>910</u>	<u>－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダー</u>	KG		<u>090</u>	<u>－その他のもの</u>	KG
		<u>を含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>					
	<u>990</u>	<u>－その他のもの</u>	KG				
39.09				39.09			
}		[略]		}		[同左]	
39.26				39.26			
[略]				[同左]			
55.01		合成繊維の長繊維のトウ		55.01		合成繊維の長繊維のトウ	
<u>5501.10</u>		<u>－ナイロンその他のポリアミドのもの</u>		<u>5501.10</u>	<u>000</u>	<u>－ナイロンその他のポリアミドのもの</u>	KG
	<u>100</u>	<u>－メターアラムドのもの</u>	KG				
	<u>900</u>	<u>－その他のもの</u>	KG				
5501.20				5501.20			
}		[略]		}		[同左]	
5501.90				5501.90			
55.02				55.02			
}		[略]		}		[同左]	
55.16				55.16			
[略]				[同左]			
61.01				61.01			

く	[略]			く	[同左]		
61.16				61.16			
61.17	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.17	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6117.10	[略]			6117.10	[同左]		
6117.80	－その他の附属品			6117.80	－その他の附属品		
	－ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの				－ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
014	－綿製のもの	NO	KG	014	－綿製のもの	NO	KG
015	－その他のもの	NO	KG	015	－その他のもの	NO	KG
	－その他のもの				－その他のもの		
	－ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの				－ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	－ネクタイ				－ネクタイ		
111	－絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG	111	－絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG
112	－羊毛製又は繊獣毛製のもの	NO	KG	112	－羊毛製又は繊獣毛製のもの	NO	KG
113	－人造繊維製のもの	NO	KG	113	－人造繊維製のもの	NO	KG
119	－その他のもの	NO	KG	119	－その他のもの	NO	KG
190	－その他のもの	NO	KG	190	－その他のもの	NO	KG
	－その他のもの				－その他のもの		
	－ネクタイ				－ネクタイ		
911	－絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG	911	－絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG
919	－その他のもの	NO	KG	919	－その他のもの	NO	KG
990	－その他のもの		KG	990	－その他のもの	NO	KG
6117.90	[略]			6117.90	[同左]		
[略]				[同左]			
62.01	[略]			62.01	[同左]		
く	[略]			く	[同左]		
62.16				62.16			
62.17	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）			62.17	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）		
6217.10	－附属品			6217.10	－附属品		

95.04				590	<u>－その他のもの</u> <u>－楽器類（がん具に限る。）及びその他のがん具（セットにしたものに 限る。）</u>			KG
				610	<u>－紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの</u>	NO	KG	
				690	<u>－その他のもの</u> <u>－その他のもの</u> <u>－紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの</u>	NO	KG	
				911	<u>－紡織用繊維の織物製のもの</u>	NO	KG	
				912	<u>－卑金属製のもの</u>	NO	KG	
				913	<u>－プラスチック製のもの</u>	NO	KG	
				990	<u>－その他のもの</u>	NO	KG	
95.04				95.04				
}	[略]			}	[同左]			
95.08				95.08				
[略]				[同左]				
96.01				96.01				
}	[略]			}	[同左]			
96.18				96.18				
96.19				96.19				
9619.00	000	<u>生理用のナブキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ 中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）</u>	NO	KG	9619.00	<u>生理用のナブキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ 中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）</u>		
					100	<u>－紙製、セルロースウッドディング製、セルロース繊維のウェブ製又は 紡織用繊維のウッドディング製のもの</u>	NO	KG
					200	<u>－綿製のもの</u>	NO	KG
					300	<u>－その他のもの</u>	NO	KG
96.20				96.20				
	[略]				[同左]			
[略]				[同左]				